

午前１０時００分 開会

○議長（野口哲男君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第６号により行います。

日程第１により、天皇陛下御即位２０年奉祝賀詞の奉呈を議題といたします。

本市議会は、慶祝の意を表するため、天皇陛下に対しまして、議会の議決をもって賀詞を奉呈いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。

よって、天皇陛下に賀詞を奉呈することに決定いたしました。

なお、賀詞の案文及び奉呈の方法につきましては、議長に御一任願います。

次に、日程第２により、上程中の全議案に対する各常任委員会及び決算特別委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告願います。

厚生消防委員会委員長。

○厚生消防委員会委員長（乙咩千代子君） 去る９月７日の本会議において、厚生消防委員会に付託を受けました議第６７号平成２１年度別府市一般会計補正予算（第４号）関係部分外５件につきまして、９月１５日に委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第６７号平成２１年度別府市一般会計補正予算（第４号）関係部分についてであります。

まず、社会福祉課関係部分についてですが、国の緊急生活支援策として、解雇などにより住居を失った、または失うおそれのある離職者に対して、就職活動に必要となる安定した住宅を確保するための住宅手当を支給し、生活の再建を支援する「住宅手当緊急特別措置事業」に係る経費を歳入歳出に計上するものであるとの当局説明に対して、委員より、利用者数の見込み、貸し付け条件等事業の概要並びに今後の事業実施における対応について質疑・意見がなされ、当局より、各関係機関及び関係各課とも十分に連携、周知を図り事業推進に努めたい等の答弁があり、これを了といたしました。

次に、児童家庭課関係部分についてですが、南立石放課後児童クラブの増築工事及び給排水工事に係る工事請負費を歳出に計上、また平成２１年度において、小学校就学前３年間に属するすべての児童を対象に支給する「子育て応援特別手当」関連経費並びに緊急雇用創出事業制度を活用し、よりよい保育環境の整備や学童保育の充実等を図るため保育士、指導員、用務員を雇用しようとする緊急雇用創出に要する経費の追加額を歳入歳出に計上しているとの当局からの説明がありました。

委員より、改修工事に至る経過並びに指導員の雇用状況、また今後の待機児童の解消策等る要望・意見がなされ、各関係機関等と十分に協議しながら、保護者のニーズにこたえられる体制づくりに努めていきたいなどの当局からの答弁があり、これを了とした次第であります。

その他、消防本部関係部分については、本市独自の緊急経済対策として、消防本部訓練塔などの老朽化部分の改修工事費を、また環境課関係部分については平成２２度より別府市直営で実施する「指定ごみ袋取扱事務及び公金収納事務」事前準備に要する経費等をそれぞれ歳出に計上、障害福祉課関係部分については、障害者自立支援法の円滑な実施を図るために「障がい者自立支援臨時特例対策事業」の実施に伴う関連経費等を、高齢者福祉課関係部分については、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付に伴い、交付金を利用する既存小規模福祉施設２施設のスプリンクラー設備整備費補助金等を、それぞれ歳入歳出に計上した旨の当局から詳細な説明を受け、これを適切妥当と認め、了といたしました。

以上の審議を経て、最終的に議第 67 号平成 21 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）関係部分につきましては、いずれも採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議第 71 号平成 21 年度別府市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）については、平成 20 年度老人保健特別会計の精算に伴い、支払基金交付金、県負担金の超過額分の返還金として追加額を計上したものであるとの当局説明を了とし、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決定をした次第であります。

次に、議第 72 号平成 21 年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

平成 20 年度の決算に伴い、国、県、社会保険診療報酬支払基金への返還金の追加額を歳出に計上し、また平成 20 年度の歳入歳出の差引額を繰越金として歳入に計上している旨の説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議第 73 号平成 21 年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてですが、平成 20 年度の後期高齢者医療保険料の現年度分を歳出金額確定後、平成 21 年度後期高齢者医療広域連合負担金追加額として計上したものであるとの当局説明を了とし、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、議第 75 号別府市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について並びに議第 76 号別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、当局より詳細な説明を受け、これを適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の御報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（野口哲男君） 建設水道委員会委員長。

（建設水道委員会委員長・市原隆生君登壇）

○建設水道委員会委員長（市原隆生君） 建設水道委員会は、去る 9 月 7 日の本会議において付託を受けました議第 67 号平成 21 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）関係部分外 4 件について、9 月 15 日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 67 号平成 21 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）関係部分についてであります。

まず、道路河川課関係部分については、道路維持関連経費及び鉄輪地区まちづくり関連事業費の財源補正ほかを計上している等の説明がなされましたが、これに対し委員より、まちづくり交付金事業について、るる要望や意見がなされました。

次に、建築指導課関係部分では、建築確認申請等受け付けにおいて、建築計画概要書及び開発登録簿を年度ごとに紙台帳に整理・保存している業務をデータ化するための人件費であり、また、データ化することで資料請求及び既存建築の調査・確認業務等が迅速化される旨、説明がなされた次第であります。

次に、建築住宅課関係部分では、本市独自の経済対策事業として、さきの定例会における委員会審査において、建築関連事業者等にも等しく享受できる施策をとる要望もありましたことから、第 2 次経済対策事業として、光の園住宅を初めとした市営住宅整備関連事業費を計上しているとの説明がなされました。

次に、公園緑地課関係部分では、北浜公園整備に要する経費として、中心市街地の核となる公園であることから、観光案内板の設置及び園路のカラー舗装を行いたいとの説明に

対し、委員より、この公園を訪れる観光客や市民の皆様に対し、よりよい施設整備に努めていただきたい旨の意見等がなされた次第であります。

最終的には、議第67号平成21年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分につきましては、いずれも当局説明を了とし、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第78号工事請負契約の締結についてであります。中央浄化センターの高圧受変電設備は、老朽化に伴い著しく機能が低下していることから、国の承認を経て、平成18年から平成22年の改築更新5カ年計画書によって施行しているものであり、また、高圧受変電設備更新その1工事に引き続き、その2工事を施工するとの当局説明を適切妥当と認め、全員異議なく可決すべきものと決したものであります。

続いて、議第69号平成21年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び議第79号市道路線の認定については、いずれも当局説明を了とし、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第74号平成20年度別府市水道事業会計決算の認定及び平成20年度別府市水道事業剰余金の処分についてであります。当局より、平成20年度主要事業や決算内容についての説明がなされ、続いて、平成20年度の純利益を、法定積立金である減債積立金及び任意積立金である建設改良積立金に処分するものであるとの説明がなされました。

これに対し委員より、漏水の現状や老朽管の状況、また水道料金の還元等についても、質疑や意見がなされましたが、最終的に、議第74号平成20年度別府市水道事業会計決算の認定及び平成20年度別府市水道事業剰余金の処分については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり認定及び可決すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（野口哲男君） 総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長・松川章三君登壇）

○総務文教委員会委員長（松川章三君） 総務文教委員会は、去る9月7日の本会議において付託を受けました議第67号平成21年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分外2件について、9月15日に委員会を開会し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告をいたします。

初めに、議第67号平成21年度別府市一般会計補正予算（第4号）総務文教委員会関係部分について報告いたします。

まず、緊急雇用創出事業に関連する補正予算について、スポーツ健康課関係部分では、食育推進コーディネーターを各中学校へ派遣し、給食担当の教員等と連携を取り、食育の推進を図るとの説明を了とした次第であります。

次に、保険年金課関係部分では、国民健康保険加入者への特定健康診査・特定保健指導などの受診の勧奨を行うため、臨時職員の雇用等を行うものであるとの説明を了いたしました。

続いて、学校教育課関係部分では、小・中学校において学習内容の理解が不十分な児童・生徒に対し、学習内容の定着状況に応じたきめ細かな学習支援を行うとともに、公立幼稚園においても、多くの問題を抱えるなど特別に支援を要する園児にかかわる問題を解決するため、「学習・保育支援サポーター」の派遣を行う事業であるとの説明を了とした次第であります。

その他、自治振興課、生涯学習課関係部分についても、それぞれ緊急雇用創出事業の当局説明を了とした次第であります。

続きまして、本市における第2次経済対策事業に関連する補正予算について、まず、生涯学習課関係部分では、「市民会館市民ギャラリー」の空調設備改修工事費や「少年自然の家おじか」の暖房用ボイラー改修工事費、「コミュニティセンター」談話室の空調設備改修工事費について説明を受けましたが、委員より、中央公民館の耐震力について危惧する意見として、年間10万人もの市民が利用する施設であるため早急に補強工事を行い、利用者への安全確保に努めるよう要望がありました。

また、教育総務課関係部分については、鶴見小学校プール及びプールサイド改修工事ほか小・中学校及び幼稚園の地域活性化関連工事についての説明を受け、さらに、小・中学校の校内LAN配線工事、国の補正に伴う理科教材の整備について、これを了とした次第であります。

そのほか財産活用課、政策推進課関係部分についても、当局説明を了とし、最終的に議第67号平成21年度別府市一般会計補正予算（第4号）総務文教委員会関係部分を採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第77号新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更については、当局から、大分県の施工による公有水面埋立工事により本市の区域内に新たに生じた土地を餅ヶ浜町に編入するとの説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、議第80号市長専決処分については、当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案3件に対する審査の経過と結果についての御報告といたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（野口哲男君） 観光経済委員会委員長。

（観光経済委員会副委員長・荒金卓雄君登壇）

○観光経済委員会副委員長（荒金卓雄君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

観光経済委員会は、去る9月7日の本会議において付託を受けました議第67号平成21年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分外2件につきまして、9月15日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第67号平成21年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分についてであります。

観光まちづくり課関係部分では、職員がイベントや別府市の風景写真を長年撮りためており、その写真データをテーマ別に四季を通じた内容で整理し、貸し出し用写真素材として活用する「観光画像情報推進事業」の実施に当たり、緊急雇用創出事業の一環として、臨時職員の雇用等に関連する補正予算を計上したものの説明がなされ、これを了とした次第であります。

商工課関係部分では、今回、緊急雇用創出事業として、8課が12事業の実施を予定しており、その補助金の受け入れに関する予算を歳入に一括計上している旨の説明がなされました。

歳出では、築34年が経過し、外壁の劣化により雨漏りが生じている勤労者研修センターについて、市の緊急経済対策の一環として、同施設の外壁改修工事等を行いたいとの説明がなされ、また、国の緊急保証制度に対応した中小企業経営安定資金融資に関して、申請を希望する事業者が多く、融資に伴う保証料補給金が不足したため、関連予算の補正計上をしたものの説明がなされました。

委員から、融資を求める事業者が増加している要因についての質疑に対し、現下の厳しい経済状況はもとより、融資の対象業種が大幅に拡大されたことに伴うためとの当局説明を了とした次第であります。

農林水産課関係部分では、水産業振興に要する経費の追加額として、老朽化により製氷能力が低下した亀川漁港の製氷機の改修を行うものとの説明がなされました。また、災害復旧に要する経費では、6月29日から30日にかけて発生した梅雨前線豪雨により被災した内成、東山、赤松の農地及び農業用施設の災害復旧費として委託料、工事請負費等の関連経費を補正計上した旨の説明がなされ、これらを了とした次第であります。

最終的に採決の結果、議第67号平成21年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第68号平成21年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

当局より、平成20年度予算の出納閉鎖に伴い事業収支が確定したことによるもので、歳入歳出にそれぞれ2億4,914万8,000円の補正計上をしたものとの説明がなされ、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第70号平成21年度別府市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

当局より、緊急経済対策の一環として、施設の老朽化に伴い開閉が困難となっている青果棟西側のテントのワイヤーやウインチ等の取りかえを行い、スムーズな開閉を確保しようとするための補正予算を計上したものとの説明がなされ、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案3件に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（野口哲男君） 決算特別委員会委員長。

（決算特別委員会委員長・松川峰生君登壇）

○決算特別委員会委員長（松川峰雄君） 去る9月10日の本会議において設置された決算特別委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第81号平成20年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成20年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

9月10日の本会議終了後、委員会を開催し、冒頭、正副委員長の互選を行いました。その結果、私、松川峰生が委員長に、萩野忠好君が副委員長に選任されましたので、よろしくをお願いいたします。

続いて議案の審査に入り、審査の方法並びに日程等について協議をいたしました。本件については、その内容が広範多岐にわたるため、今会期中に審査を終了することが困難であるとの観点から、全員異議なく、さらに閉会中も引き続き継続審査とすることに決定した次第であります。

以上、当決算特別委員会における審査の概要についての報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（野口哲男君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（14番・平野文活君登壇）

○14番（平野文活君） 日本共産党議員団を代表して、議第74号平成20年度水道決算についての反対討論を行います。

我が党は、これまでも別府市の水道事業はもうけ過ぎだと指摘をしてまいりました。平成20年度の決算でも5億2,345万円もの純利益を上げており、建設水道委員会が行政視察をした人口20万人の日立市の純利益1億円と比べると、市民1人当たりでは10倍近いもうけ過ぎとなります。ちなみに、平成19年度決算で見ると、給水人口1人当たりの純利益は、国東市を除く県下13市の中で、宇佐市に次いで2番目に多いのが別府市であります。その結果、別府市ではわずか1億3,000万円の借金で9億4,000万円の建設事業をした上に、2億8,000万円の借金払いもできていますが、日立市では、ほぼ同じ9億5,000万の建設改良事業をするために新たに20億円も借金をしております。

さらに、別府市は、平成12年度は70億円あった企業債の未償還残高を、8年間で19億円も減らした上に、平成8年度に46億円だった自己資本金は99億円となり、12年間で53億円もふやしました。

このように、別府市は極めて裕福な経営をしておりますが、それは別府市が1トン当たり136円で作った水を市民には162円で売る、つまり、安くつくって高く売っているからです。日立市では、167円で作って147円で売するという「出血サービス」をしております。どちらが市民にやさしい市政でしょうか。

しかも、別府市は、「水道料金に転嫁すべきでない費用」である福祉減免の経費2,699万円や、「簡易水道の建設改良費」の10%、517万円なども水道料金に転嫁しています。また、今議会からは、さらに労働生産性を高めるよう、一層の企業努力を求められておりますが、一般会計から出すべき金をきちんと出して、またやるべき企業努力をきちんとやれば、さらに製造原価が下がるわけですから、もし料金の値上げをしなければ、黒字幅はさらに大きくなります。

ところが、別府市では、平成29年度までの「長期計画」では、「平成24年度までに最大18.3%の値上げが必要」と書いてあります。議会答弁では「値上げは考えていない」と、この長期計画を事実修正しましたが、浜田市政が、必要な企業努力をしないまま再び市民負担をふやすことを計画していた事実は消えません。

我が党は、毎年5億円を超える純利益の一部は、生活と経営の困難を抱えている市民に還元することを強く求めて、反対討論を終わります。（拍手）

（26番・泉 武弘君登壇）

○26番（泉 武弘君） 私は、議第74号平成20年度別府市水道事業会計の決算を認定することに反対しますので、その理由を述べます。

御存じのように決算の認定は、歳入歳出予算の執行の実績を確認し、その執行の適否を審査するものです。地方公営企業法の決算は、管理者が調整し、監査委員の審査を経て、議会の認定を求める制度でございます。20年度の決算審査においては、次のような意見がついています。

「今後の経営見通しを見ると、節水型機器の普及、飲料水に対する嗜好の変化などで、給水収益は過去5年間減少している。今後も大幅な収益の増加が見込めない中で、建設改良事業の継続や施設の維持管理、企業債の元利償還など、経営環境はますます厳しいものになる」と指摘をされています。

水道事業経営の問題点は、長い間同じ指摘を受けながら改善できない労働生産性と、そのことに真剣に取り組まない管理者や職員にあります。労働生産性は、職員数と業務量の関係で、職員1人当たりの給水量、職員1人当たりの営業収益、職員1人当たりの給水人口を数値であらわします。給水人口10万人から15万人未満の都市と比較すると、すべての数値で約半分の生産しかしてないことがわかります。

一方、職員数を部門別に見ると、損益勘定職員では類似団体の2倍近い職員数となって

います。審査意見では定員管理について、次のように触れています。「定員管理の適正化及び業務委託の推進など事務事業の合理化・効率化を計画的にすることにより、市民生活の向上と福祉の増進に貢献することを要望する」と結んでいます。

では、指摘された定員管理について見てみます。平成１９年度の統計では、１０万人から１５万人に給水を実施している８６の類似団体の平均職員数は４４名となっています。別府市は８５名で、８６市の平均より４１名も多いわけです。さらに、このほかにも非常勤の職員が８名もいます。これでは収入の多くが職員人件費に配分されます。この事実から見ても、別府市の水道局職員がいかに多いか、おわかりいただけたと思います。特に８６市の平均から見れば、倍近い職員数となっています。

別府市の水道局は、類似団体と比較して今でも職員数が多いのに、さらに１９年度には２名、２０年度にさらに３名、２１年度に１名、合わせて６名の採用をしています。さきに説明したように、類似団体の比較で職員数が上回っているのに新たに採用することは、到底理解できません。しかし、これが経済性を発揮することができない水道局の経営の実態なのです。経営が苦しくなれば、いつでも水道料金の値上げができるという甘えが根底にあるのではないのでしょうか。別府市の水道局は、この職員数を類似団体並みに削減して、水道事業経営に取り組まなければ、労働生産性の向上に結びつかないのです。

公営企業法３条では、経営の基本原則について次のように定めています。「水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければならない」と定めています。公営企業法で示されているとおり、経営の基本原則に沿って経済性を発揮する以外に経営の健全化は図れないのです。

私がどうしても水道事業決算を認められない理由として、企業手当があります。企業手当は、各種の手当に加えて、水道局に働く職員にだけ特別に支給されている特別手当なのです。一般の職員には期末手当など各種の手当が認められていますが、水道局ではこれらの手当のほかに特別に企業手当を支給しています。過去１０年間に支給したこの企業手当の総額は１億７，０２０万円を超えており、１人当たり年間約２０万円の特別手当となっています。正規のボーナスのほかにこのような特殊な手当を支給し続けたことが、水道事業の経営健全化の阻害要因となっているわけです。これを廃止することができなかった市長や管理者、そしてこのような企業手当の予算を認めてきた議会に、市民は失望しています。

終わりに、水道企業管理者選任について指摘しておきます。前の管理者がいつの間にか退職し、いつの間にか新しく水道企業管理者に亀山さんが就任しました。前任者がどのような理由で、しかも任期途中で退職したのか、後任者はどのような理由で選ばれたのか、全くわかりません。水道事業は、公営企業法に沿って経営されます。一般行政事務の経験者が企業管理者に就任しても、水道事業を経営することは難しいと考えられます。それ以上に、今まで水道事業だけに取り組んできた職員は、これからも市長部局から管理者の選任が続けば、挫折感を抱くのではないのでしょうか。これからは、水道事業に精通している水道局職員課ら管理者を選任することを強く要望しておきます。

さて、議員の皆さん。皆さんは、本当に水道事業が市民のために経済性を発揮していると思っておられますか。労働生産性はこのままでいいと思っておられるのですか。水道局職員に企業手当を支払うことが本当に納得できるのですか。議会の模様は、ケーブルテレビで放映されています。きょうの議決も、市民の皆さんは見ているのです。言うまでもなく、私たちは自分の考えや主張をだれにも邪魔されずに議決であらわすことができるのです。意見を述べたり主張しても、議決であらわすことができなければ、市民の利益を守ることができないのです。

今、皆さんは、議決と向き合っています。ぜひ勇気を持って認定に反対していただくこ

とをお願いして、私の討論を終わります。

○議長（野口哲男君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第81号平成20年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成20年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、さらに閉会中も引き続き継続審査といたしたいとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり、さらに閉会中も引き続き継続審査に付することに決しました。

次に、議第74号平成20年度別府市水道事業会計決算の認定及び平成20年度別府市水道事業剰余金の処分についてに対する委員長の報告は、これを認定及び可決すべきものとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（野口哲男君） 起立多数であります。

よって、本件は、認定及び可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第67号平成21年度別府市一般会計補正予算（第4号）から、議第73号平成21年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）まで、及び議第75号別府市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてから、議第79号市道路線の認定についてまで、以上12件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上12件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。

よって、以上12件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第80号市長専決処分についてに対する委員長の報告は、これを承認すべきものとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第3により、議第82号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、及び議第83号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについての、以上2件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第82号及び議第83号は、本市教育委員会委員として、高橋護氏及び福島知克氏を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（野口哲男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口哲男君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第８２号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。

よって、議第８２号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第８３号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。

よって、議第８３号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に日程第４により、議第８４号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてから、議第８８号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてまで、以上５件を一括上程議題といたします。

（除斥対象議員退場）

○議長（野口哲男君） 提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第８４号から議第８８号までの５件は、本市職員懲戒審査委員会委員に、山本一成氏、荒金卓雄氏、原田孝司氏、中尾薫氏及び梅木武氏を任命したいので、地方自治法施行規定第１７条第３項の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（野口哲男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口哲男君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第８４号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。

よって、議第８４号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第 8 5 号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。

よって、議第 8 5 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第 8 6 号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。

よって、議第 8 6 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第 8 7 号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。

よって、議第 8 7 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第 8 8 号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。

よって、議第 8 8 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

（除斥対象議員入場）

○議長（野口哲男君） 次に日程第 5 により、議第 8 9 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 8 9 号は、人権擁護委員として、首藤展子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（野口哲男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口哲男君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第 8 9 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。

よって、議第 8 9 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第6により、報告第10号地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率についてから、報告第13号市長専決処分についてまで、以上4件の報告が提出されておりますので、一応当局から説明を求めます。

（副市長・友永哲男君登壇）

○副市長（友永哲男君） 御報告いたします。

報告第10号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成20年度決算に基づく健全化判断比率について、報告第11号は、同法第22条第1項の規定により、平成20年度決算に基づく各特別会計の資金不足比率について、それぞれ監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

健全化判断比率については、各比率とも良好な状態にあると認められ、資金不足比率については、各会計はすべて資金不足額はないとの監査委員の意見であります。

報告第12号は、別府市南部振興開発株式会社の経営状況説明書類の提出についてであります。

平成20年度は、別府市南部振興開発ビルが営業を開始し21年が経過し、経年劣化が進む中、住宅棟のガス給湯器取りかえ工事等を実施したほか、年次計画に基づく空調設備修繕整備工事を実施しました。住宅の貸室状況につきましては、今期13件の入退居者がありましたが、退居時において内装及び設備の補修や更新をし、きれいな貸室の提供を心がけた結果、おおむね100%の入居率を維持しております。

事業収支につきましては、事業部勘定と信託部勘定の合併決算で約6,832万円の利益となりました。平成21年度においては、引き続き事業収支の健全化を図るとともに、各棟の修繕や整備を行い、施設の良好な維持管理に努めるとの報告であります。

報告第13号は、公用車による事故外2件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において市長専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上、4件について御報告を申し上げます。

○議長（野口哲男君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口哲男君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。以上4件の報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に日程第7により、議員提出議案第8号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書から、議員提出議案第10号国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書まで、以上3件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第8号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（12番・吉富英三郎君登壇）

○12番（吉富英三郎君） 議員提出議案第8号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

経済・生活苦での自殺者が年間7000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り

組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、２００８年の自己破産者数も１３万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつある。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている。特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加しているなどを殊更強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

しかしながら、１９９０年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、１９９８年には自殺者が３万人を超え、自己破産者も１０万人を突破するなど多重債務問題が深刻化した。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などである。

そこで、今般設置される消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し、下記の施策を求める。

記

- １ 改正貸金業法を早期（遅くとも本年１２月まで）に完全施行すること。
- ２ 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
- ３ 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- ４ ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２１年９月１８日

別 府 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 殿

何とぞ、議員各位の賛同をお願いします。（拍手）

- 議長（野口哲男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。
これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口哲男君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。
上程中の議員提出議案第８号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第９号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(1 番・穴井宏二君登壇)

○ 1 番 (穴井宏二君) 議員提出議案第 9 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

大胆できめ細かな雇用対策を求める意見書

我が国の経済は、若干の持ち直しの動きが見られるものの、引き続き厳しい景気動向の中で、雇用失業情勢は有効求人倍率 0 . 4 4 倍 (2 1 年 5 月) 、完全失業率 5 . 2 % (同) と依然として最悪の状況が続いています。

特に、非正規労働者等の失業期間の長期化が懸念され、こうした事態に対応するため、政府は、平成 2 1 年度補正予算に緊急人材育成・就職支援基金による支援事業を計上。35 万人分の職業訓練機会の確保、30 万人分の訓練期間中の生活保障など、雇用保険を受給できない非正規労働者・長期失業者の方などに対するセーフティーネット機能を持つ仕組みをつくり、ハローワークを中心に総合的に推進しています。すでに、基金による職業訓練や「訓練・生活支援給付金」の申請及び支給が開始されていますが、全国のハローワークの窓口における適切な対応が求められるところです。

つきましては、我が国の雇用情勢のこれ以上の悪化を防ぐため、政府におかれては、下記の点について、さらなる取り組みを行うよう強く要請します。

記

- 1 訓練・生活支援給付金の受給資格認定や支給事務にあたっては、雇用保険を受給されていない対象の失業者がいる実態を踏まえ、柔軟かつ迅速な対応を行うこと。

また、職業訓練の委託先団体の実態も地域によって格差があり、各地域において特に新規成長・雇用吸収分野の訓練コースの確保に努めること。

- 2 雇用調整助成金の運用にあたっては、中小・零細事業者の経営実態を踏まえ、社会保険労務士などの協力を得て、ハローワークの積極的な対応を行うこと。
- 3 こうした業務を円滑に実施できるようハローワークの窓口体制の全国的な整備に努めること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

平成 2 1 年 9 月 1 8 日

別 府 市 議 会

内閣総理大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

- 議長(野口哲男君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。
これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(野口哲男君) お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(野口哲男君) 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。
上程中の議員提出議案第 9 号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(野口哲男君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第１０号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（１１番・猿渡久子君登壇）

○１１番（猿渡久子君） 議員提出議案第１０号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書

現在、国民健康保険の加入者の多くは、高齢者など無業者の割合が増え、さらに青年の非正規雇用者の加入なども増えています。そのため、国民健康保険は事実上、低所得者で他の医療保険に入れない人々の医療保険となっています。

また、国民健康保険には、被用者保険の事業主負担分にあたるものがないため、国が国庫負担を定めています。景気悪化の影響もあり市民生活は厳しい中、別府市では２０年度より多くの被保険者が４割から５割も保険税が上がり、２１年度には市民の声に押されて若干引き下げになったものの支払いが困難な世帯が多い状況です。

２０年度の短期保険証の交付は２４０２世帯で、国保加入世帯２万４４１３世帯の９．９５％にのぼり、資格証明書の交付は２２６世帯で国保加入世帯の０．９４％にのぼります。滞納が財政悪化を招き、さらに保険税の値上げへとつながっています。社会保障である国民健康保険税の負担が逆に生活を脅かす状況が見受けられます。

保険税が高くなった原因のひとつとして、国が国庫負担率を引き下げたことが大きく影響しています。１９８４年までは「かかった医療費の４５％」が国庫負担だったものが、それ以降「保険給付費の５０％」、つまり、かかった医療費の３８．５％に引き下げられました。それ以外にも市町村国民健康保険の事務負担金の国庫補助が廃止され、助産費補助金も改悪されています。その結果、市町村国民健康保険の総収入に占める国庫負担金の割合は、現在では３割に減っています。

よって、国におかれては、国民健康保険を真に社会保障として存続させ、加入者が安心して必要な医療が受けられるようにするため、下記の項目を実現するよう強く要望します。

記

１ 国民健康保険に対する国庫負担を増額すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２１年９月１８日

別 府 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（野口哲男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口哲男君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第１０号については、原案のとおり決することに御異議ありません

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
次に日程第８により、議員派遣の件を議題といたします。
お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申し出があります。
お諮りいたします。
各議員から申し出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。
よって、各議員から申し出のとおり議員派遣することに決定いたしました。
なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任して
いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。
よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任す
ることに決定いたしました。
以上で、議事の全てを終了いたしました。
お諮りいたします。
以上で平成２１年第３回別府市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。
よって、以上で平成２１年第３回別府市議会定例会を閉会いたします。

午前１１時１１分 閉会